

## サービス管理責任者の要件となる実務経験について

次に示す第1号及び第2号の期間が通算して5年以上であること、第3号の期間が通算して10年以上であること、第1号から第3号までの期間が通算して3年以上かつ第4号の期間が通算して5年以上あること。

1 次のアからカに掲げる者が、相談支援の業務（身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間

ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

ウ 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

エ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

オ 特別支援学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者

カ 保険医療機関の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉主任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者、保育士、児童指導員主任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員主任用資格者（以下「社会福祉主任用資格者等」という。）が、直接支援の業務（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練や職業教育等の業務）に従事した期間

2 次のアからオに掲げる者であって社会福祉主任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められる者、保育士、児童指導員主任用資格者又は精神障害者社会復帰指導員主任用資格者（以下「社会福祉主任用資格者等」という。）が、直接支援の業務（身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練や職業教育等の業務）に従事した期間

ア 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者

イ 障害福祉サービス事業、老人介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者

ウ 保険医療機関、保険薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者

エ 特例子会社、重度障害者多数雇用事業所その他これらに準ずる施設の従業者

オ 特別支援学校その他これらに準ずる施設の従業者

3 前号アからオに掲げる者であって、社会福祉主任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間

4 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間